

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R2. 10. 22	平安	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程等を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。
R2. 11. 5	丸波	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程等を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R2. 11. 11	丸樹	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程等を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R2. 12. 7	亀浜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程等を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R2.12.8	大野	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程等を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R3.1.20 R3.1.21	新金城	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。
R3.1.21	城山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程を遵守するよう指導した。 ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。
R3.1.29	本部	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程を実態にあわせた内容に変更するよう指導した。 ・鉱山保安法で定められている届出義務があるものについて、届出するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R3.2.10	大琉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、作業環境（粉じん）の管理状況等について立入検査を行った。	適	—

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止：鉱業法に基づき鉱業権が放棄されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：検査の結果、鉱山保安法令に不適合等である事項が認められたもの。

適：検査の結果、「不適」以外のもの。